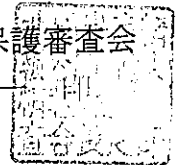


答 申 第 1 号
令和3年5月31日

北広島市長
上 野 正 三 様

北広島市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 山 下 竜



答 申

令和3年4月22日付け北広行管第27号にて諮問のありました「滞納債権の適正管理における滞納者情報の利用について」は、北広島市情報公開・個人情報保護審査会による審議の結果、債権管理条例を制定し、債務者に関する情報を共有することができる取扱いについて、実施機関が個人情報を保護する観点から、条例に即した統一的な運用を定める規程等を策定し、適正に取扱うことを求めます。